

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-59 冷房装置の導管等</p> <p>7-59-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第31条第6項関係、細目告示第41条第5項関係、細目告示第119条第5項関係）</p> <p>① 導管（損傷を受けないように覆いで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。</p> <p>② 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。</p>	<p>8-59 冷房装置の導管等</p> <p>[審査事項なし]</p>